

(IC1) 表彰委員会規則

平成14年4月26日	一部改正
平成18年4月21日	〃
平成18年9月15日	〃
平成19年9月7日	〃
平成20年9月5日	〃
平成22年9月17日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
平成28年5月13日	〃
平成28年9月16日	〃

(目的)

第1条 この規則は、土木学会表彰規程第3条に規定する表彰委員会（以下「委員会」という）の円滑な運営を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 委員会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) 土木学会賞候補にかかる募集要項を審議決定し、理事会に報告する。
- (2) 功績賞、技術賞の受賞候補の選考を行うとともに、環境賞、論文賞および論文奨励賞、吉田賞、田中賞、技術開発賞、出版文化賞、国際貢献賞および国際活動奨励賞、技術功労賞の受賞候補を各選考委員会に諮問する。
- (3) 各選考委員会の上申を受けて、必要に応じて各賞間の調整を行い、土木学会賞受賞候補を決定し理事会に上申する。
- (4) 委員会および各選考委員会の構成等について、理事会に報告する。
- (5) その他、土木学会賞に関すること。

(構成)

第3条 組織構成は、以下のとおりとする。

- ① 委員会、
 - ② 土木学会賞候補にかかる募集要項の決定、表彰規程、委員会および各選考委員会の規則改正を行なうための方針策定会議、
 - ③ 功績賞と技術賞の受賞候補の選考投票を行なうための評点会議、
 - ④ 功績賞と技術賞の候補の選考を行なうための主査幹事会
- 2 委員会の構成は、別表のとおりとする。
 - 3 方針策定会議の構成は、別表のとおりとする。方針策定会議の委員長、副委員長は委員会の委員長、副委員長が兼ねる。
 - 4 評点会議の構成は、別表のとおりとする。評点会議の委員長、副委員長は委員会の委員長、副委員長が兼ねる。
 - 5 委員会に委員長、副委員長および主査をおく。
 - 6 上記2～4項に掲げた委員の外に幹事長および幹事若干名をおく。
 - 7 主査幹事会は、功績賞主査、技術賞主査、幹事長、幹事によって構成する。
 - 8 役職者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 委員長は、会議の運営を総括する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 功績賞主査は、功績賞についてその選考の運営を担当する。
- (4) 技術賞主査は、技術賞についてその選考の運営を担当する。
- (5) 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会業務を総括する。

(委員長、委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長は会長とし、副委員長、功績賞主査、技術賞主査各1名を委員長が指名し、委嘱する。

- 2 理事委員は、会長が指名し、委嘱する。
- 3 支部選出委員は、各支部別に会員の中から支部長が推薦し、会長が委嘱する。
- 4 幹事長および幹事は、委員長の指名により会長が委嘱する。
- 5 委員長、副委員長、主査、および理事委員の任期は、原則として1年とする。任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任の委員長が委員長の職務を継続して実施する。
- 6 支部選出委員、幹事長および幹事の任期は2年を越えないものとし、定時総会を区切りとする。再任は原則として許さないが、やむを得ぬ事情があると認められたときは、2年をおいて再任することができる。
- 7 各選考委員会の委員長の表彰委員会委員としての任期は、その選出母体における在任期間とする。
- 8 途中退任の場合は、後任委員の任期は残りの期間とする。

(土木学会賞候補の募集)

第5条 各賞の推薦または募集要項の決定は次のとおりとする。

- (1) 環境賞、論文賞については、第2回委員会において環境賞選考委員会、論文賞選考委員会からの上申に基づき、次年度の募集要項を審議決定し、第2項の各号の内容を記載した記事を土木学会誌7月号および土木学会ホームページに発表し、選考対象を募集する。
- (2) 環境賞、論文賞を除く第2条の各賞については、方針策定会議において、各選考委員会の上申、ならびに功績賞、技術賞選考細則に基づき、その年度の推薦または募集要項を審議決定して、功績賞、論文賞を除く土木学会表彰規程第2条に定める土木学会賞に関して、第2項の各号の内容を記載した記事を土木学会誌10月号および土木学会ホームページに発表し、選考対象を募集する。

方針策定会議委員長は、審議決定した推薦または募集要項を方針策定会議委員を除く委員会委員、評点会議委員に速やかに報告する。

功績賞については、その年度の推薦要項を審議決定し、それに基づき推薦を依頼する。

2 募集記事には次の各号を明示する。

- ① 選考対象
- ② 受賞主体
- ③ 選考の範囲
- ④ 応募方法
- ⑤ 選考委員会名
- ⑥ 内容説明会開催の有無
- ⑦ 募集の締切期日
- ⑧ 表彰方法
- ⑨ 応募の提出先

3 募集の締切期日は以下のとおりとする。

(1) 環境賞、論文賞

原則として選考年度の9月30日とし、9月30日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の平日

とする。

(2) 環境賞、論文賞以外の各賞

原則として翌年1月20日とし、1月20日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の平日とする。

ただし、各選考委員会は、方針策定会議の了承を得て、別に締切期日を定めることができる。

(功績賞、技術賞の選考)

第6条 功績賞、技術賞候補の選考については、別に定める。

(受賞候補の決定)

第7条 4月中旬頃に委員会を開催し、各賞の受賞候補を決定する。ただし、該当するものがない場合は、授賞は行わない。

(上申および発表)

第8条 委員長は、委員会の選考経過、受賞候補の決定結果および決定理由を理事会に上申するものとする。

2 各賞の選考の経過は、委員長が必要と認めたとき以外は公表しない。

(運営)

第9条 委員会、方針策定会議、評点会議は委員長が、主査幹事会は功績賞主査が招集して開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴収し、委員会、方針策定会議、評点会議の開催に代えることができる。

2 委員の代理出席は認めない。ただし、評点会議及び各賞受賞候補の決定に係る会議を除く会議にあっては、各賞選考委員会の委員長に限り、当該委員会の副委員長又は幹事長が代理することを認める。

3 幹事は、委員会の運営事務の処理にあたるものとし、議決権をもたない。

(事務局)

第10条 委員会の担当事務局は、総務課とする。

(規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成14年4月26日 理事会議決） この変更内規は、平成14年4月26日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成18年9月15日 理事会議決） この変更内規は、平成18年9月15日から施行する。

附則（平成19年9月7日 理事会議決） この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。

附則（平成20年9月5日 理事会議決） この変更内規は、平成20年9月5日から施行する。

附則（平成22年9月17日 理事会議決） この変更内規は、平成22年9月17日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成28年5月13日 理事会議決） この変更規則は、平成28年5月13日から施行する。

附則（平成28年9月16日 理事会議決） この変更規則は、平成28年9月16日から施行する。

別表（第3条）

1. 委員会の構成

会長、副会長（5名）、次期会長、総務部門主査理事、専務理事、各支部選出委員1名（ただし、支部推薦の副会長は当該支部選出委員を兼務する）ならびに環境賞、論文賞、吉田賞、田中

賞、技術開発賞、出版文化賞、国際貢献賞、技術功労賞の各選考委員会の委員長

2. 方針策定会議の構成

会長、副会長（5名）、次期会長、総務部門主査理事、専務理事、ならびに環境賞、論文賞、吉田賞、田中賞、技術開発賞、出版文化賞、国際貢献賞、技術功労賞の各選考委員会の委員長

3. 評点会議の構成

会長、副会長（5名）、次期会長、総務部門主査理事、専務理事、支部選出委員（関東支部選出委員8名、関西支部選出委員3名、その他の支部選出委員は各1名とする。ただし、支部推薦の副会長は当該支部選出委員を兼務する）ならびに環境賞、論文賞、吉田賞、田中賞、技術開発賞、出版文化賞、国際貢献賞、技術功労賞の各選考委員会の委員長